

半 期 報 告 書

(第9期中) 自 平成19年7月1日
至 平成19年12月31日

株式会社ブロードバンドタワー

(941783)

第9期中（自平成19年7月1日 至平成19年12月31日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ブロードバンドタワー

目 次

	頁
第9期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	7
3 【対処すべき課題】	7
4 【経営上の重要な契約等】	7
5 【研究開発活動】	7
第3 【設備の状況】	8
1 【主要な設備の状況】	8
2 【設備の新設、除却等の計画】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	22
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【中間連結財務諸表等】	24
2 【中間財務諸表等】	49
第6 【提出会社の参考情報】	63
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	64
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年3月14日

【中間会計期間】 第9期中(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)

【会社名】 株式会社ブロードバンドタワー

【英訳名】 BroadBand Tower, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 和 敏 彦

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号
住友不動産新赤坂ビル

【電話番号】 03-5573-8181(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 佐 藤 康 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号
住友不動産新赤坂ビル7階

【電話番号】 03-5573-8181(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 佐 藤 康 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 7 期中	第 8 期中	第 9 期中	第 7 期	第 8 期
会計期間	自 平成17年 7月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成18年 7月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成19年 7月1日 至 平成19年 12月31日	自 平成17年 7月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成18年 7月1日 至 平成19年 6月30日
売上高 (千円)	3,275,008	4,166,479	4,732,726	7,294,063	8,478,153
経常利益 (千円)	358,906	478,445	125,053	950,413	697,272
中間(当期)純利益 (千円)	449,014	1,331,008	45,283	1,050,379	1,444,945
純資産額 (千円)	5,130,221	7,105,245	5,969,648	5,734,383	5,899,657
総資産額 (千円)	5,885,695	8,466,107	8,394,866	6,263,296	9,010,017
1株当たり純資産額 (円)	53,359.21	72,965.91	65,128.24	59,613.98	64,652.66
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	4,781.67	13,743.57	497.22	11,054.90	15,100.28
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	4,539.70	13,232.80	485.75	10,521.65	14,647.92
自己資本比率 (%)	87.2	84.0	70.7	91.6	65.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	373,041	2,216,940	△575,043	1,059,288	2,539,173
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△752,786	△2,182,502	△791,974	△1,138,720	△1,588,153
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,042,502	32,927	739,167	1,990,756	△300,298
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	1,878,520	2,196,721	2,152,226	2,127,088	2,780,077
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	57 〔 5〕	74 〔 4〕	76 〔 5〕	63 〔 4〕	79 〔 5〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成17年11月18日付をもって所有株式1株を5株に分割しております。なお、第7期及び第7期中間連結会計期間の1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自 平成17年 7月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成18年 7月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成19年 7月1日 至 平成19年 12月31日	自 平成17年 7月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成18年 7月1日 至 平成19年 6月30日
売上高 (千円)	3,274,752	4,078,111	4,427,192	7,223,773	8,204,912
経常利益 (千円)	392,191	506,221	118,437	1,016,373	737,801
中間(当期)純利益 (千円)	481,260	1,358,000	19,163	1,114,329	1,484,412
資本金 (千円)	2,215,905	2,234,947	2,245,991	2,215,905	2,245,030
発行済株式総数 (株)	96,145	97,315	97,985	96,145	97,925
純資産額 (千円)	5,162,467	7,194,320	6,024,999	5,795,536	6,001,637
総資産額 (千円)	5,905,326	8,539,975	8,397,255	6,300,334	9,048,240
1株当たり純資産額 (円)	53,694.60	73,900.43	65,976.67	60,279.13	65,788.55
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	5,125.07	14,022.29	210.42	11,727.95	15,512.72
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	4,865.72	13,501.16	205.56	11,162.23	15,048.01
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	87.4	84.3	71.6	92.0	66.2
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	55 〔4〕	71 〔4〕	69 〔4〕	61 〔4〕	76 〔5〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成17年11月18日付をもって所有株式1株を5株に分割しております。なお、第7期及び第7期中間会計期間の1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成19年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
コンピュータプラットフォーム事業	48 (2)
Eコマースプラットフォーム事業	7 (1)
全社(共通)	21 (2)
合計	76 (5)

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2 臨時従業員数は、派遣社員及びアルバイトを含む人員であり、(外書)に当中間連結会計期間の平均雇用人員を記載しております。
3 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。
4 当中間連結会計期間より、プラットフォーム事業からコンピュータプラットフォーム事業へ、メディアソリューション事業からEコマースプラットフォーム事業へ、事業の種類別セグメントの名称を変更しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年12月31日現在

従業員数(名)	69 (4)
---------	--------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2 臨時従業員数は、派遣社員及びアルバイトを含む人員であり、(外書)に当中間会計期間の平均雇用人員を記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（平成19年7月1日～平成19年12月31日）におけるわが国の経済は、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の先行き不安や金融資本市場の変動、原油価格高騰などの懸念材料があり、企業における設備投資の緩やかな増加は続いているものの、景気回復には足踏みがみられる状況となりました。

当社グループを取り巻くインターネット市場におきましては、引き続き国内のブロードバンド化の進展が伸長しております。総務省の発表によると、平成19年9月末時点におけるブロードバンドの全国普及率は、53.7%となっており、そのなかでも特にFTTH（Fiber To The Home）の契約数は1,000万件を超え、ブロードバンドサービスにおけるFTTHの割合も38%となるなど、ブロードバンド環境の高速化が着実に進んでおります。また、携帯電話をはじめとする携帯情報通信端末は、音楽再生、テレビ電話、決済、ワンセグ受信等が可能となり、一層の多機能化、ネットワーク化が進展している状況であり、この結果、携帯電話のインターネットサービス市場が急速に拡大しております。加えて、平成19年12月には2.5GHz広帯域移動無線アクセスシステムの事業者への認可が下りたことから、更なる高速無線ブロードバンドサービスの拡大が期待されております。

こうした中、当社グループは、ブロードバンド環境において様々なサービスを提供する事業者に対し、堅牢かつ快適なデータセンター環境と高品質で高速なインターネット接続を中心としたデータセンターサービスを提供してまいりました。当中間連結会計期間においては、これらのサービスに加え、インターネットのブロードバンド加速化や日本版SOX法の制定の流れを受けた大容量ストレージ需要の増加に対応するソリューションとして、次世代対応クラスタストレージ「Isilon IQシリーズ」の販売を拡大してまいりました。また、多様化する企業のビジネスニーズに対応するため、高品質ホスティングサービス「フレックスホスティング」、ならびに仮想ホスティングサービス「コレクティブホスティング」などのソリューションサービスの拡充を進めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間におけるコンピュータプラットフォーム事業（旧プラットフォーム事業）（注）においては、ストレージ機器販売の売上増加ならびに、データセンターの運用受託サービスの売上増加が牽引し、売上高は4,402百万円（前年同期比10.5%増加）となりました。営業利益は、平成19年6月に開設した関西サイトならびに平成19年3月に増床完了した第二サイトの費用計上にともなう固定費の増加が主な要因となったことに加え、顧客のネットワーク接続サービス契約帯域の減少が影響し、115百万円（前年同期比78.4%減少）となりました。

Eコマースプラットフォーム事業（旧メディアソリューション事業）（注）においては、当社連結子会社である株式会社ビービーエフによるアパレル企業向けECシステム構築支援・運用サービスにおいて既存顧客へのサービス拡充と新規顧客の獲得、ならびに企業のコンテンツ配信ニーズに確実に応える配信サービスの提供をすすめてまいりました。その結果、Eコマースプラットフォーム事業の売上高は、330百万円（前年同期比79.4%増加）、営業利益は、6百万円（前年同期営業損失58百万円）となりました。

こうした事業活動の結果、当中間連結会計期間における当社グループの売上高は4,732百万円(前年同期比13.6%増加)、営業利益は125百万円(前年同期比73.7%減少)、経常利益は125百万円(前年同期比73.9%減少)となりました。中間純利益につきましては、老朽化した設備の除却や平成18年3月に実施した映画製作委員会への出資に対する投資評価損などを計上し45百万円(前年同期比96.6%減少)となりました。

(注)当中間連結会計期間より、プラットフォーム事業からコンピュータプラットフォーム事業へ、メディアソリューション事業からEコマースプラットフォーム事業へ、事業の種類別セグメントの名称を変更しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ627百万円減少し、2,152百万円となりました。

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、575百万円(前年同期2,216百万円の収入)となりました。

これは、主に税金等調整前中間純利益91百万円、減価償却費262百万円等の増加要因に対し、売上債権の増加額122百万円、たな卸資産の増加額155百万円等の減少要因に加え、法人税等の支払901百万円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、791百万円(前年同期比63.7%減)となりました。

これは、主に関西サイトの新設等に伴う有形固定資産の取得による支出782百万円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、739百万円(前年同期比2,144.9%増)となりました。

これは、主に長期借入金の借入による収入700百万円があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日	
	金額(千円)	前年同期比(%)
コンピュータ プラットフォーム事業	4,402,180	+10.5
Eコマースプラットフォーム事業	330,545	+79.4
合計	4,732,726	+13.6

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 当中間連結会計期間よりプラットフォーム事業からコンピュータプラットフォーム事業へ、メディアソリューション事業からEコマースプラットフォーム事業へ事業の種類別セグメントの名称を変更しております。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間 自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日		当中間連結会計期間 自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ヤフー株式会社	2,698,951	64.8	2,794,097	59.0

4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額(千円)	完了年月
提出会社	第一サイト (東京都千代田区)	コンピュータ プラットフォーム事業	ファシリティ設備	94,732	平成19年11月
	第三サイト (東京都目黒区)	コンピュータ プラットフォーム事業	ファシリティ設備	10,925	平成19年9月
	SJMDC (岐阜県大垣市)	コンピュータ プラットフォーム事業	ファシリティ設備	49,096	平成19年12月

(注) 1 当中間連結会計期間より、プラットフォーム事業をコンピュータプラットフォーム事業へ、メディアソリューション事業をEコマースプラットフォーム事業へ、事業の種類別セグメントの名称を変更しております。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等はありません。

(4) 重要な設備の除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000
計	320,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年3月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	97,985	97,985	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー ・マーケットー 「ヘラクレス」)	—
計	97,985	97,985	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年3月1日から提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年6月28日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	333 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,665 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,043 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,043 資本組入額 16,022 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとして扱われます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
 - (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
- ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- ④ その他の消却事由及び条件については、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- 6 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転(以下、「当該株式交換等」という)を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換等により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において①に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

- ① 承継される新株予約権の内容の決定方針
- (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社が当該株式交換等に伴い発行する株式と同種類の株式。
 - (イ) 目的たる完全親会社の株式の数
当該株式交換等の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
 - (ウ) 権利行使に際して払い込むべき額
承継前における価額と同額。
 - (エ) 権利行使期間
承継前における権利行使期間に同じ。
 - (オ) その他の権利行使の条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
 - (カ) 消却事由及び消却条件
原則として承継前における消却事由・消却条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
 - (キ) 新株予約権の譲渡制限
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

② 平成16年12月22日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	76 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	380 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月23日から 平成23年12月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2欄記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
 - ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
 - ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
 - (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
 - ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
 - ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
 - ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
 - ④ その他の消却事由及び条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転(以下、「当該株式交換等」という)を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換等により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において①に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
 - ① 承継される新株予約権の内容の決定方針
 - (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社が当該株式交換等に伴い発行する株式と同種類の株式。
 - (イ) 目的たる完全親会社の株式の数
当該株式交換等の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
 - (ウ) 権利行使に際して払い込むべき額
承継前における価額と同額。
 - (エ) 権利行使期間
承継前における権利行使期間に同じ。
 - (オ) その他の権利行使の条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
 - (カ) 消却事由及び消却条件
原則として承継前における消却事由・消却条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
 - (キ) 新株予約権の譲渡制限
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

③ 平成17年3月17日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	57 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	285 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月18日から 平成24年3月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。

② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。

③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。

(ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合

(イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合

(ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合

(エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合

- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
 - ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
 - ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転(以下、「当該株式交換等」という)を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換等により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において①に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 承継される新株予約権の内容の決定方針
 - (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社が当該株式交換等に伴い発行する株式と同種類の株式。
 - (イ) 目的たる完全親会社の株式の数
当該株式交換等の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
 - (ウ) 権利行使に際して払い込むべき額
承継前における価額と同額。
 - (エ) 権利行使期間
承継前における権利行使期間に同じ。
 - (オ) その他の権利行使の条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
 - (カ) 消却事由及び消却条件
原則として承継前における消却事由・消却条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
 - (キ) 新株予約権の譲渡制限
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

④ 平成17年3月25日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	0 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	0 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月26日から 平成24年3月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。

② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。

③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。

(ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合

(イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合

(ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合

(エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合

- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
 - ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
 - ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転(以下、「当該株式交換等」という)を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換等により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において①に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 承継される新株予約権の内容の決定方針
 - (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社が当該株式交換等に伴い発行する株式と同種類の株式。
 - (イ) 目的たる完全親会社の株式の数
当該株式交換等の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
 - (ウ) 権利行使に際して払い込むべき額
承継前における価額と同額。
 - (エ) 権利行使期間
承継前における権利行使期間に同じ。
 - (オ) その他の権利行使の条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
 - (カ) 消却事由及び消却条件
原則として承継前における消却事由・消却条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
 - (キ) 新株予約権の譲渡制限
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑤ 平成17年9月21日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	150 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	489,000	同左
新株予約権の行使期間	平成20年3月23日から 平成25年3月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 489,000 資本組入額 244,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合

- (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
 - ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由及び条件は次のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
 - ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
 - ④ その他の消却事由及び条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。
- 6 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転(以下、「当該株式交換等」という)を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換等により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において①に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
- ① 承継される新株予約権の内容の決定方針
 - (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社が当該株式交換等に伴い発行する株式と同種類の株式。
 - (イ) 目的たる完全親会社の株式の数
当該株式交換等の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
 - (ウ) 権利行使に際して払い込むべき額
承継前における価額と同額。
 - (エ) 権利行使期間
承継前における権利行使期間に同じ。
 - (オ) その他の権利行使の条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
 - (カ) 消却事由及び消却条件
原則として承継前における消却事由・消却条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
 - (キ) 新株予約権の譲渡制限
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

⑥ 平成18年9月22日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年2月29日)
新株予約権の数(個)	218 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	218	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	275,858 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年11月23日から 平成25年11月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 275,858 資本組入額 137,929	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社または当社グループ会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由が認められる場合には、新株予約権を行使

できるものとする。

- (ア) 当社又は当社子会社の取締役、監査役である新株予約権者が、任期満了を理由に退任した場合。
- (イ) 当社又は当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合により転籍した場合。
- (ウ) 当社又は当社子会社の使用人である新株予約権者が、定年退職した場合。
- (エ) 当社又は当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合又は業務上の疾病により解雇された場合。

- ④ 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。なお、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の当社第7回定時株主総会（平成18年9月22日開催）の決議及び取締役会（平成18年11月22日開催）の決議（以下、本決議と総称する）に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転（以下、当該株式交換等という。）を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換等により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において①に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

① 承継される新株予約権の内容の決定方針

- (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社が当該株式交換等に伴い発行する株式と同種類の株式。
- (イ) 目的たる完全親会社の株式の数
当該株式交換等の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
- (ウ) 権利行使に際して出資される財産の価額
承継前における価額と同額。
- (エ) 権利行使期間
承継前における権利行使期間に同じ。
- (オ) その他の権利行使の条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
- (カ) 取得事由及び取得条件
原則として承継前における取得事由・取得条件と同じとし、詳細については当該株式交換等の際に当社の取締役会において定めるものとする。
- (キ) 新株予約権の譲渡制限
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項は次のとおりであります。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社普通株式の終値が、新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの金額（調整を行う場合は、調整後の行使価格。）の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ その他の取得条項に関する事項については、本決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年7月1日～ 平成19年12月31日 (注)	60	97,985	961	2,245,991	961	2,229,283

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社インターネット総合研究所	東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル11階	38,564	39.36
株式会社サン・クロレラ	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町369	1,400	1.43
宇野 博之	東京都世田谷区	906	0.92
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	901	0.92
糸谷 輝夫	広島県呉市	675	0.69
サン・クロレラ販売株式会社	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町369	600	0.61
松井証券株式会社(業務口)	東京都千代田区麴町1-4	559	0.57
大和田 廣樹	東京都港区	460	0.47
有限会社正企	茨城県土浦市乙戸南1-17-12	429	0.44
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	409	0.42
計	—	44,903	45.83

(注) 上記のほか当社所有の自己株式6,880株(7.02%)があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,880	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 91,105	91,105	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	97,985	—	—
総株主の議決権	—	91,105	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1株(議決権1個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ブロードバンド タワー	東京都港区赤坂4-2- 6住友不動産新赤坂ビル	6,880	—	6,880	7.02
計	—	6,880	—	6,880	7.02

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	144,000	122,000	65,600	103,000	130,000	84,900
最低(円)	118,000	63,900	41,900	49,850	71,000	61,500

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場(ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」)におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年7月1日から平成19年12月31日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年7月1日から平成19年12月31日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前中間連結会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)及び前中間会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当中間連結会計期間(平成19年7月1日から平成19年12月31日まで)及び当中間会計期間(平成19年7月1日から平成19年12月31日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ中間連結財務諸表並びに中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,196,721		2,152,226		1,781,725	
2 売掛金		995,144		1,169,031		1,048,501	
3 有価証券		2,098,656		—		998,817	
4 たな卸資産		81,285		302,431		147,124	
5 その他		318,757		290,313		393,810	
6 貸倒引当金		—		△2,954		△3,439	
流動資産合計		4,690,565	55.4	3,911,048	46.6	4,366,539	48.5
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物	※2	1,433,703		2,689,664		2,717,189	
(2) 機械及び装置		460,011		390,535		444,805	
(3) 工具器具備品	※2	621,543		781,529		821,796	
(4) 建設仮勘定		598,500	3,113,758	—	3,861,729	—	3,983,791
2 無形固定資産							
(1) のれん		90,561		71,496		81,029	
(2) その他		30,998	121,560	26,794	98,290	29,002	110,031
3 投資その他の資産			540,222		523,797		549,654
固定資産合計		3,775,542	44.6	4,483,817	53.4	4,643,477	51.5
資産合計		8,466,107	100.0	8,394,866	100.0	9,010,017	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年6月30日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I		流動負債						
1		405,885		526,787		433,919		
2	※3	—		170,000		—		
3		771,236		14,501		902,642		
4	※2	155,011		164,856		749,872		
		1,332,132	15.7	876,146	10.4	2,086,434	23.1	
II		固定負債						
1	※3	—		1,530,000		1,000,000		
2	※2	28,729		19,071		23,925		
		28,729	0.3	1,549,071	18.5	1,023,925	11.4	
		1,360,862	16.0	2,425,218	28.9	3,110,359	34.5	
(純資産の部)								
I		株主資本						
1		2,234,947	26.5	2,245,991	26.8	2,245,030	24.9	
2		2,218,239	26.2	2,229,283	26.6	2,228,322	24.7	
3		2,647,491	31.3	2,806,712	33.4	2,761,428	30.7	
4		—	—	△1,348,480	△16.1	△1,348,480	△14.9	
		7,100,677	84.0	5,933,508	70.7	5,886,301	65.4	
II		2,700	0.0	14,194	0.1	11,918	0.1	
III		1,867	0.0	21,945	0.3	1,437	0.0	
		7,105,245	84.0	5,969,648	71.1	5,899,657	65.5	
		8,466,107	100.0	8,394,866	100.0	9,010,017	100.0	

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高			4,166,479	100.0		4,732,726	100.0		8,478,153	100.0
II 売上原価			3,195,988	76.7		4,123,208	87.1		6,745,232	79.6
売上総利益			970,490	23.3		609,518	12.9		1,732,921	20.4
III 販売費及び一般管理費	※1		492,271	11.8		483,601	10.2		984,847	11.6
営業利益			478,218	11.5		125,916	2.7		748,073	8.8
IV 営業外収益										
1 受取利息		1,928			5,792		6,754			
2 還付加算金		—			1,824		—			
3 為替差益		—			7,131		—			
4 その他		666	2,595	0.1	191	14,938	0.3	2,505	9,259	0.1
V 営業外費用										
1 支払利息		417			14,967		4,241			
2 株式交付費		496			—		701			
3 為替差損		1,159			—		7,393			
4 その他		295	2,368	0.1	834	15,802	0.4	47,724	60,060	0.7
経常利益			478,445	11.5		125,053	2.6		697,272	8.2
VI 特別利益										
1 合意解約金		1,756,500			—		1,756,500			
2 持分変動損益		—			22,862		—			
3 その他		—	1,756,500	42.2	496	23,359	0.5	2,817	1,759,317	20.8
VII 特別損失										
1 固定資産除却損	※2	436			28,209		1,416			
2 固定資産売却損	※3	—			—		720			
3 組合出資損失		—	436	0.0	28,220	56,429	1.2	—	2,136	0.0
税金等調整前 中間(当期)純利益			2,234,509	53.7		91,982	1.9		2,454,453	29.0
法人税、住民税 及び事業税		751,410			3,198		886,616			
法人税等調整額		153,020	904,430	21.7	42,129	45,327	0.9	124,250	1,010,867	12.0
少数株主損益 (損失は△)			△929	△0.0		1,370	0.0		△1,359	△0.0
中間(当期)純利益			1,331,008	32.0		45,283	1.0		1,444,945	17.0

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

	株主資本				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
平成18年6月30日残高(千円)	2,215,905	2,199,198	1,316,483	5,731,586	—	2,797	5,734,383
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行	19,042	19,041		38,083			38,083
中間純利益			1,331,008	1,331,008			1,331,008
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					2,700	△929	1,770
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	19,042	19,041	1,331,008	1,369,091	2,700	△929	1,370,861
平成18年12月31日残高(千円)	2,234,947	2,218,239	2,647,491	7,100,677	2,700	1,867	7,105,245

当中間連結会計期間(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年6月30日残高(千円)	2,245,030	2,228,322	2,761,428	△1,348,480	5,886,301
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	961	961			1,922
中間純利益			45,283		45,283
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	961	961	45,283	—	47,206
平成19年12月31日残高(千円)	2,245,991	2,229,283	2,806,712	△1,348,480	5,933,508

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
平成19年6月30日残高(千円)	11,918	1,437	5,899,657
中間連結会計期間中の変動額			
新株の発行			1,922
中間純利益			45,283
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	2,276	20,507	22,784
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	2,276	20,507	69,990
平成19年12月31日残高(千円)	14,194	21,945	5,969,648

前連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年6月30日残高(千円)	2,215,905	2,199,198	1,316,483	—	5,731,586
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	29,125	29,124			58,249
当期純利益			1,444,945		1,444,945
自己株式の取得				△1,348,480	△1,348,480
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	29,125	29,124	1,444,945	△1,348,480	154,715
平成19年6月30日残高(千円)	2,245,030	2,228,322	2,761,428	△1,348,480	5,886,301

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
平成18年6月30日残高(千円)	—	2,797	5,734,383
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			58,249
当期純利益			1,444,945
自己株式の取得			△1,348,480
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	11,918	△1,359	10,558
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	11,918	△1,359	165,274
平成19年6月30日残高(千円)	11,918	1,437	5,899,657

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期)純利益		2,234,509	91,982	2,454,453
2 減価償却費		204,122	262,931	412,465
3 のれん償却額		4,766	9,532	14,299
4 株式報酬費用		2,700	2,276	11,918
5 持分変動損益		—	△22,862	—
6 貸倒引当金の増加額(△は減少額)		8,254	△485	3,439
7 受取利息及び受取配当金		△1,928	△5,792	△6,754
8 支払利息		417	14,967	4,241
9 株式交付費		496	—	701
10 合意解約金		△1,756,500	—	△1,756,500
11 固定資産除却損		436	28,209	1,416
12 組合出資損失		—	28,220	—
13 売上債権の増加額		△224,630	△122,646	△261,954
14 たな卸資産の増加額		△50,059	△155,306	△115,899
15 仕入債務の増加額		83,512	92,867	111,546
16 未払消費税の増加額(△は減少額)		△19,405	94,492	△98,410
17 その他		△24,438	8,452	8,618
小計		462,252	326,840	783,581
18 合意解約に伴う収入		1,756,500	—	1,756,500
19 利息及び配当金の受取額		782	5,639	6,197
20 利息の支払額		△417	△6,264	△4,197
21 法人税等の支払額		△2,176	△901,259	△2,908
営業活動による キャッシュ・フロー		2,216,940	△575,043	2,539,173

		前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 有価証券の取得による支出		△1,098,315	—	△1,098,315
2 有価証券の売却による収入		—	—	1,098,315
3 有形固定資産の取得による支出		△843,741	△782,502	△1,347,103
4 ソフトウェアの取得による支出		△4,445	△9,471	△7,847
5 投資有価証券の取得による支出		△100,000	—	△200,000
6 投資有価証券の売却による収入		—	—	102,817
7 関係会社株式の取得による支出		△136,000	—	△136,000
8 敷金の差入による支出		—	—	△20
投資活動による キャッシュ・フロー		△2,182,502	△791,974	△1,588,153
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 長期借入による収入		—	700,000	1,000,000
2 割賦購入未払金の返済による支出		△4,659	△4,755	△9,366
3 新株の発行による収入		37,586	1,922	57,548
4 自己株式の取得による支出		—	—	△1,348,480
5 少数株主からの払込による収入		—	42,000	—
財務活動による キャッシュ・フロー		32,927	739,167	△300,298
IV 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		67,365	△627,850	650,721
V 合併受入に伴う現金同等物の増加額		2,267	—	2,267
VI 現金及び現金同等物の期首残高		2,127,088	2,780,077	2,127,088
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	2,196,721	2,152,226	2,780,077

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項	子会社は、全て連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 (株)ビービーエフ	子会社は、全て連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 (株)ビービーエフ	子会社は、全て連結しております。 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 (株)ビービーエフ
2 持分法の適用に関する事項	持分法を適用しない関連会社の名称 (株)ブロードバンドピクチャーズ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。	該当事項はありません。	持分法を適用しない関連会社の名称 持分法の適用の関連会社はありません。 なお、前連結会計年度まで持分法を適用しない関連会社であった(株)ブロードバンドピクチャーズにつきましては、当連結会計年度中に売却したため、当社グループの関連会社より外れることとなりました。
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	同左	連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>① 有価証券</p> <p>a 満期保有目的の債券 償却原価法(利息法)</p> <p>b その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による 原価法</p> <p>② たな卸資産</p> <p>a 商品 移動平均法による原 価法</p> <p>b 仕掛品 個別法による原価法</p> <p>① 有形固定資産 定額法によっておりま す。 なお、主な耐用年数は 以下のとおりでありま す。 建物 6～18年 機械及び装置 5～11年 工具器具備品 4～15年</p> <p>② 無形固定資産 定額法によっておりま す。 なお、自社利用のソフ トウェアについては、社 内における利用可能期間 (5年間)に基づく定額法 によっております。</p>	<p>① 有価証券</p> <p>a 満期保有目的の債券 同左</p> <p>b その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産</p> <p>a 商品 同左</p> <p>b 仕掛品 同左</p> <p>① 有形固定資産 定額法によっておりま す。 なお、主な耐用年数は 以下のとおりでありま す。 建物 5～20年 機械及び装置 5～11年 工具器具備品 4～18年</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>① 有価証券</p> <p>a 満期保有目的の債券 同左</p> <p>b その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産</p> <p>a 商品 同左</p> <p>b 仕掛品 同左</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度の法人税法 の改正((所得税法等の 一部を改正する法律 平 成19年3月30日 法律第 6号) 及び(法人税法施 行令の一部を改正する政 令 平成19年3月30日政 令第83号)) に伴い、平 成19年4月1日以降に取 得した資産については、 改正後の法人税法に基づ く方法に変更しておりま す。 なお、この変更による 営業利益、経常利益及び 税金等調整前当期純利益 に与える影響は軽微であ ります。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
(3) 重要な引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	_____	外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(6) 重要なヘッジ会計の方法	_____	① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を適用しております。 なお、為替予約等が付されている外貨建仕入債務等については、振当処理を行っております。 ② ヘッジ手段 為替予約取引 ③ ヘッジ対象 外貨建仕入債務等 (予定取引を含む) ④ ヘッジ方針 ヘッジ対象の範囲内で将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的のみ手段を利用する方針であります。 ⑤ ヘッジの有効性評価の方法 外貨建取引個々に為替予約を付しており、ヘッジ開始時以降継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺できるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。	_____

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
(7) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項	<p>① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>② 任意組合に関する会計処理 組合の最近の事業報告書の財産及び損益の状況に基づいて、組合の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上しております。</p>	<p>① 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>② —————</p>	<p>① 消費税等の会計処理 同左</p> <p>② 任意組合に関する会計処理 組合の最近の事業報告書の財産及び損益の状況に基づいて、組合の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上しております。</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
<p>(企業結合に係る会計基準等) 当中間連結会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益が2,700千円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等) 当連結会計年度から、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当連結会計年度から、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ11,918千円減少しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当連結会計年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

(表示方法の変更)

前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)
<p>(中間連結損益計算書) 前中間連結会計期間において、営業外費用として表示しておりました「新株発行費」は、当中間連結会計期間から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)により「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)	当中間連結会計期間末 (平成19年12月31日)	前連結会計年度末 (平成19年6月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,531,135千円 ※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 36,076千円 工具器具備品 4,777千円 <u>計 40,854千円</u> (2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 9,462千円 長期設備投資未払金 28,729千円 <u>計 38,191千円</u> 3 _____	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,873,774千円 ※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 32,690千円 工具器具備品 4,156千円 <u>計 36,847千円</u> (2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 9,657千円 長期設備投資未払金 19,071千円 <u>計 28,729千円</u> ※3 借入コミットメントライン契約 コミットメントライン 契約の総額 2,500,000千円 借入実行残高 1,700,000千円 <u>未実行残高 800,000千円</u>	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,729,733千円 ※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 34,383千円 工具器具備品 4,467千円 <u>計 38,850千円</u> (2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 9,559千円 長期設備投資未払金 23,925千円 <u>計 33,484千円</u> ※3 借入コミットメントライン契約 コミットメントライン 契約の総額 2,500,000千円 借入実行残高 1,000,000千円 <u>未実行残高 1,500,000千円</u>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額 給与 135,756千円 業務委託料 74,272千円 賃借料 53,732千円 貸倒引当金繰入額 8,254千円 ※2 固定資産除却損の内訳 工具器具備品 436千円 <u>計 436千円</u> 3 _____	※1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額 給与 129,557千円 業務委託料 75,459千円 賃借料 74,822千円 貸倒引当金繰入額 10千円 ※2 固定資産除却損の内訳 建物 11,937千円 機械及び装置 13,390千円 工具器具備品 861千円 設備撤去費用 2,021千円 <u>計 28,209千円</u> 3 _____	※1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額 給与 272,549千円 業務委託料 134,367千円 賃借料 128,094千円 役員報酬 76,013千円 広告宣伝費 33,671千円 減価償却費 16,065千円 のれん償却額 14,299千円 ※2 固定資産除却損の内訳 機械及び装置 388千円 工具器具備品 1,027千円 <u>計 1,416千円</u> ※3 固定資産売却損の内訳 ソフトウェア 720千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	96,145	1,170	—	97,315

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 1,170株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	—	400	—	400	2,700
合計			—	400	—	400	2,700

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

第6回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。なお、当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

当中間連結会計期間(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	97,925	60	—	97,985

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 60株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	6,880	—	—	6,880

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社(親会社)	第6回新株予約権(ストックオプション)	—	—	—	—	—	14,194
合計			—	—	—	—	14,194

(注) 当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

前連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	96,145	1,780	—	97,925

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。
新株予約権の行使による増加 1,780株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	—	6,880	—	6,880

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。
会社法第165条第2項の規定による取得による増加 6,880株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	—	400	87	313	11,918
合計			—	400	87	313	11,918

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

新株予約権の発行による増加 400株

新株予約権の権利放棄による減少 87株

なお、当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 1,196,721千円 有価証券 1,000,000千円 <u>現金及び現金同等物</u> 2,196,721千円</p> <p>2 重要な非資金取引 当中間連結会計期間に合併した株式会社ブロードバンドタワーPEより引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次の通りであります。</p> <p>流動資産 44,229千円 流動負債 3,557千円</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び現金同等物の範囲と現金及び預金勘定は一致しております。</p> <p>2 —————</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 1,781,725千円 有価証券 998,351千円 <u>現金及び現金同等物</u> 2,780,077千円</p> <p>2 重要な非資金取引 当連結会計年度に合併した株式会社ブロードバンドタワーPEより引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次の通りであります。</p> <p>流動資産 44,229千円 流動負債 3,557千円</p>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間連結会計期間末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56,948</td> <td>20,169</td> <td>36,779</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2,299</td> <td>287</td> <td>2,011</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>40,045</td> <td>15,809</td> <td>24,236</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99,294</td> <td>36,266</td> <td>63,027</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)	機械及び装置	56,948	20,169	36,779	車両運搬具	2,299	287	2,011	工具器具備品	40,045	15,809	24,236	合計	99,294	36,266	63,027	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間連結会計期間末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56,948</td> <td>34,406</td> <td>22,542</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2,168</td> <td>735</td> <td>1,432</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>44,097</td> <td>16,917</td> <td>27,179</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>103,214</td> <td>52,059</td> <td>51,154</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)	機械及び装置	56,948	34,406	22,542	車両運搬具	2,168	735	1,432	工具器具備品	44,097	16,917	27,179	合計	103,214	52,059	51,154	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56,948</td> <td>27,287</td> <td>29,660</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2,168</td> <td>503</td> <td>1,664</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>49,909</td> <td>20,915</td> <td>28,994</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,026</td> <td>48,706</td> <td>60,319</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	機械及び装置	56,948	27,287	29,660	車両運搬具	2,168	503	1,664	工具器具備品	49,909	20,915	28,994	合計	109,026	48,706	60,319
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)																																																											
機械及び装置	56,948	20,169	36,779																																																											
車両運搬具	2,299	287	2,011																																																											
工具器具備品	40,045	15,809	24,236																																																											
合計	99,294	36,266	63,027																																																											
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間連結会計期間末残高相当額 (千円)																																																											
機械及び装置	56,948	34,406	22,542																																																											
車両運搬具	2,168	735	1,432																																																											
工具器具備品	44,097	16,917	27,179																																																											
合計	103,214	52,059	51,154																																																											
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																											
機械及び装置	56,948	27,287	29,660																																																											
車両運搬具	2,168	503	1,664																																																											
工具器具備品	49,909	20,915	28,994																																																											
合計	109,026	48,706	60,319																																																											
(2) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年以内 22,618千円 1年超 43,313千円 合計 65,932千円	(2) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年以内 25,649千円 1年超 28,697千円 合計 54,346千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 25,171千円 1年超 38,352千円 合計 63,524千円																																																												
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 12,372千円 減価償却費相当額 11,374千円 支払利息相当額 1,378千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 14,430千円 減価償却費相当額 13,353千円 支払利息相当額 1,085千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 25,871千円 減価償却費相当額 23,816千円 支払利息相当額 2,655千円																																																												
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																												

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末（平成18年12月31日）

時価評価されていない主な有価証券

内容	中間連結貸借対照表 計上額(千円)
(1) 満期保有目的の 債券	
その他	100,000
合計	100,000
(2) その他有価証券	
非上場株式	157,500
コマーシャルペーパー	1,098,656
合計	1,256,156

当中間連結会計期間末（平成19年12月31日）

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
満期保有目的の債券			
その他	100,000	83,400	△16,600
合計	100,000	83,400	△16,600

2 時価評価されていない有価証券

区分	中間連結貸借対照表 計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	157,500
合計	157,500

前連結会計年度末（平成19年6月30日）

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	100,000	95,830	△4,170
合計	100,000	95,830	△4,170

2 時価評価されていない有価証券

区分	連結貸借対照表 計上額(千円)
その他有価証券	
①非上場株式	157,500
②コマーシャルペーパー	998,817
合計	1,156,317

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末（平成18年12月31日）

当グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末（平成19年12月31日）

当社グループのデリバティブ取引は、ヘッジ会計を適用しているため、注記の対象から除いております。

前連結会計年度末（平成19年6月30日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

1. 当該中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 2,700千円

2. スtock・オプションの内容及び規模

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年9月22日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 22名
株式の種類及び付与数	普通株式 400株
付与日	平成18年11月23日
権利確定条件	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成20年11月23日～平成25年11月22日
権利行使価格	275,858円
付与日における公正な評価単価	126,522円

(注) 権利行使時において当社、当社子会社等の取締役、監査役、使用人等の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職等の事由にある場合はこの限りではありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日）

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日）

1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 11,918千円

2. 当該連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月28日	平成16年12月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社使用人 28名 当社子会社取締役 1名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社使用人 8名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式 3,800株	普通株式 740株
付与日	平成16年7月15日	平成16年12月22日
権利確定条件	権利行使時において当社、当社子会社等の取締役、監査役、使用人等の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職等の事由にある場合はこの限りではありません。	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	平成18年7月1日～平成23年6月30日	平成18年12月23日～平成23年12月22日
権利行使価格(円)	32,043	34,800
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年3月17日	平成17年3月25日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 8名 当社子会社使用人 1名	当社使用人 1名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式 480株	普通株式 40株
付与日	平成17年3月17日	平成17年3月25日
権利確定条件	権利行使時において当社、当社子会社等の取締役、監査役、使用人等の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職等の事由にある場合はこの限りではありません。	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	平成19年3月18日～平成24年3月17日	平成19年3月26日～平成24年3月25日
権利行使価格(円)	34,800	34,800
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年9月21日	平成18年9月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社使用人 11名	当社使用人 22名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式 880株	普通株式 400株
付与日	平成18年3月22日	平成18年11月23日
権利確定条件	権利行使時において当社、当社子会社等の取締役、監査役、使用人等の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職等の事由にある場合はこの限りではありません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	平成20年3月23日～平成25年3月22日	平成20年11月23日～平成25年11月22日
権利行使価格(円)	489,000	275,858
付与日における公正な評価単価（円）	—	126,522

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成17年11月18日に1株を5株に株式分割しておりますので、それ以前に決議された株数は全て株式分割後で記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるプラットフォーム事業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるコンピュータプラットフォーム事業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるプラットフォーム事業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

当中間連結会計期間において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)

当中間連結会計期間において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

当連結会計年度において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社ブロードバンドタワーPE

事業の内容：ネットワーク構築、サーバ構築に伴うシステムインテグレーション事業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併(簡易合併・略式合併)方式であります。

(3) 結合後企業の名称

株式会社ブロードバンドタワー

(4) 取引の目的を含む取引の概要

① 合併の目的

株式会社ブロードバンドタワーPEは、プラットフォーム事業における付加価値サービスであるマネージドホスティング、ソリューションサービス等を提供しております。これらの事業は、当社にて推進しているプラットフォーム事業との事業統合を行うことでより効率的に事業展開が可能となるとの経営判断に至り合併いたしました。

② 合併の期日

平成18年10月1日

③ 合併比率ならびに合併交付金

当社の完全子会社との合併であり、新株式の発行及び資本金の増加ならびに合併交付金の支払いはありません。

2. 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に係る会計基準(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社ブロードバンドタワーPE

事業の内容：ネットワーク構築、サーバ構築に伴うシステムインテグレーション事業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併（簡易合併・略式合併）方式であります。

(3) 結合後企業の名称

株式会社ブロードバンドタワー

(4) 取引の目的を含む取引の概要

①合併の目的

株式会社ブロードバンドタワーPEは、プラットフォーム事業における付加価値サービスであるマネージドホスティング、ソリューションサービス等を提供しております。これらの事業は、当社にて推進しているプラットフォーム事業との事業統合を行うことでより効率的に事業展開が可能となるとの経営判断に至り合併いたしました。

②合併の期日

平成18年10月1日

③合併比率ならびに合併交付金

当社の完全子会社との合併であり、新株式の発行及び資本金の増加ならびに合併交付金の支払いはありません。

2. 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に係る会計基準(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
1株当たり純資産額 72,965円91銭 1株当たり 中間純利益 13,743円57銭 潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 13,232円80銭	1株当たり純資産額 65,128円24銭 1株当たり 中間純利益 497円22銭 潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 485円75銭	1株当たり純資産額 64,652円66銭 1株当たり 当期純利益 15,100円28銭 潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 14,647円92銭

(注) 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

	前中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)	当中間連結会計期間末 (平成19年12月31日)	前連結会計年度末 (平成19年6月30日)
中間連結貸借対照表の純 資産の部の合計額(千円)	7,105,245	5,969,648	5,899,657
普通株式に係る純資産額 (千円)	7,100,677	5,933,508	5,886,301
差額の主な内訳			
新株予約権(千円)	2,700	14,194	11,918
少数株主持分(千円)	1,867	21,945	1,437
普通株式の発行済株式数 (株)	97,315	97,985	97,925
普通株式の自己株式数 (株)	—	6,880	6,880
1株当たり純資産額の算 定に用いられた普通株式 の数(株)	97,315	91,105	91,045

(2) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

	前中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間連結損益計算書上の 中間(当期)純利益(千円)	1,331,008	45,283	1,444,945
普通株式に係る 中間(当期)純利益(千円)	1,331,008	45,283	1,444,945
普通株主に帰属しない 金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均 株式数(株)	96,846	91,074	95,690
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	3,738	2,151	2,955
(うち新株予約権(株))	(3,738)	(2,151)	(2,955)
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 の算定に含まれなかった 潜在株式の概要	第5回新株予約権(新 株予約権の数790個) 第6回新株予約権(新 株予約権の数400個)	第5回新株予約権(新 株予約権の数750個) 第6回新株予約権(新 株予約権の数218個)	第5回新株予約権(新 株予約権の数790個) 第6回新株予約権(新 株予約権の数313個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年12月31日)		当中間会計期間末 (平成19年12月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,160,586		2,090,156		1,756,190	
2 売掛金		976,071		1,092,529		983,095	
3 有価証券		2,098,656		—		998,817	
4 たな卸資産		75,867		294,090		139,194	
5 その他		317,717		292,119		394,563	
6 貸倒引当金		—		△2,943		△3,439	
流動資産合計		4,628,900	54.2	3,765,951	44.8	4,268,421	47.2
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物	※2	1,433,703		2,689,664		2,717,189	
(2) 機械及び装置		460,011		365,690		444,805	
(3) 工具器具備品	※2	621,543		780,602		821,796	
(4) 建設仮勘定		598,500		—		—	
有形固定資産合計		3,113,758		3,835,956		3,983,791	
2 無形固定資産		112,360		84,574		101,641	
3 投資その他の資産		684,955		710,772		694,386	
固定資産合計		3,911,074	45.8	4,631,303	55.2	4,779,819	52.8
資産合計		8,539,975	100.0	8,397,255	100.0	9,048,240	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年12月31日)		当中間会計期間末 (平成19年12月31日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		395,917		483,688		378,513	
2 一年以内返済予定の 長期借入金	※4	—		170,000		—	
3 設備投資未払金	※2	82,956		34,820		654,509	
4 未払法人税等		770,933		14,155		902,177	
5 その他	※3	67,117		120,520		87,479	
流動負債合計		1,316,925	15.4	823,183	9.8	2,022,678	22.4
II 固定負債							
1 長期借入金	※4	—		1,530,000		1,000,000	
2 長期設備投資未払金	※2	28,729		19,071		23,925	
固定負債合計		28,729	0.3	1,549,071	18.5	1,023,925	11.3
負債合計		1,345,654	15.7	2,372,255	28.3	3,046,603	33.7
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		2,234,947	26.2	2,245,991	26.8	2,245,030	24.8
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		2,218,239		2,229,283		2,228,322	
資本剰余金合計		2,218,239	26.0	2,229,283	26.6	2,228,322	24.6
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		2,738,434		2,884,009		2,864,845	
利益剰余金合計		2,738,434	32.1	2,884,009	34.3	2,864,845	31.7
4 自己株式		—	—	△1,348,480	△16.1	△1,348,480	△14.9
株主資本合計		7,191,620	84.3	6,010,804	71.6	5,989,718	66.2
II 新株予約権		2,700	0.0	14,194	0.1	11,918	0.1
純資産合計		7,194,320	84.3	6,024,999	71.7	6,001,637	66.3
負債純資産合計		8,539,975	100.0	8,397,255	100.0	9,048,240	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)		当中間会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高			4,078,111	100.0		4,427,192	100.0		8,204,912	100.0
II 売上原価	※1		3,123,102	76.6		3,885,465	87.8		6,522,947	79.5
売上総利益			955,009	23.4		541,727	12.2		1,681,964	20.5
III 販売費及び一般管理費	※1		452,774	11.1		424,920	9.6		900,320	11.0
営業利益			502,235	12.3		116,806	2.6		781,644	9.5
IV 営業外収益	※2		5,671	0.1		17,300	0.4		15,470	0.2
V 営業外費用	※3		1,684	0.0		15,669	0.3		59,312	0.7
経常利益			506,221	12.4		118,437	2.7		737,801	9.0
VI 特別利益	※4		1,756,500	43.1		2,332	0.0		1,759,317	21.4
VII 特別損失	※5		436	0.0		56,429	1.2		2,136	0.0
税引前中間(当期) 純利益			2,262,285	55.5		64,340	1.5		2,494,982	30.4
法人税、住民税 及び事業税		751,263				3,047		886,319		
法人税等調整額		153,020	904,284	22.2	42,129	45,176	1.1	124,250	1,010,570	12.3
中間(当期)純利益			1,358,000	33.3		19,163	0.4		1,484,412	18.1

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

	株主資本				新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
平成18年6月30日残高(千円)	2,215,905	2,199,198	1,380,433		5,795,536	—	5,795,536
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	19,042	19,041			38,083		38,083
中間純利益			1,358,000		1,358,000		1,358,000
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)						2,700	2,700
中間会計期間中の変動額合計(千円)	19,042	19,041	1,358,000		1,396,083	2,700	1,398,784
平成18年12月31日残高(千円)	2,234,947	2,218,239	2,738,434		7,191,620	2,700	7,194,320

当中間会計期間(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本				自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成19年6月30日残高(千円)	2,245,030	2,228,322	2,864,845		△1,348,480	5,989,718
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	961	961				1,922
中間純利益			19,163			19,163
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)						—
中間会計期間中の変動額合計(千円)	961	961	19,163			21,085
平成19年12月31日残高(千円)	2,245,991	2,229,283	2,884,009		△1,348,480	6,010,804

	新株予約権	純資産合計
平成19年6月30日残高(千円)	11,918	6,001,637
中間会計期間中の変動額		
新株の発行		1,922
中間純利益		19,163
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	2,276	2,276
中間会計期間中の変動額合計(千円)	2,276	23,362
平成19年12月31日残高(千円)	14,194	6,024,999

前事業年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年6月30日残高(千円)	2,215,905	2,199,198	1,380,433	—	5,795,536
事業年度中の変動額					
新株の発行	29,125	29,124			58,249
当期純利益			1,484,412		1,484,412
自己株式の取得				△1,348,480	△1,348,480
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					—
事業年度中の変動額合計(千円)	29,125	29,124	1,484,412	△1,348,480	194,182
平成19年6月30日残高(千円)	2,245,030	2,228,322	2,864,845	△1,348,480	5,989,718

	新株予約権	純資産合計
平成18年6月30日残高(千円)	—	5,795,536
事業年度中の変動額		
新株の発行		58,249
当期純利益		1,484,412
自己株式の取得		△1,348,480
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	11,918	11,918
事業年度中の変動額合計(千円)	11,918	206,100
平成19年6月30日残高(千円)	11,918	6,001,637

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
1 資産の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 満期保有目的の債券 償却原価法(利息法)</p> <p>② 子会社株式及び関連 会社株式 移動平均法による原 価法</p> <p>③ その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による 原価法</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>a 商品 移動平均法による原 価法</p> <p>b 仕掛品 個別法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 満期保有目的の債券 同左</p> <p>② 子会社株式及び関連 会社株式 同左</p> <p>③ その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>a 商品 同左</p> <p>b 仕掛品 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 満期保有目的の債券 同左</p> <p>② 子会社株式及び関連 会社株式 同左</p> <p>③ その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>a 商品 同左</p> <p>b 仕掛品 同左</p>
2 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっており ます。 なお、主な耐用年数 は以下のとおりであり ます。 建物 6～18年 機械及び装置 5～11年 工具器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっており ます。 なお、自社利用のソ フトウェアについては 、社内における利用 可能期間(5年間)に 基づく定額法によっ ております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっており ます。 なお、主な耐用年数 は以下のとおりであり ます。 建物 5～20年 機械及び装置 5～11年 工具器具備品 4～18年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっており ます。 なお、自社利用のソ フトウェアについては 、社内における利用 可能期間(5年間)に 基づく定額法によっ ております。 また、のれんについ ては、5年間の定額法 によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度の法人税 法の改正(所得税法 等の一部を改正する法 律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法 人税法施行令の一部を 改正する政令 平成19 年3月30日政令第83 号)に伴い、平成19 年4月1日以降に取得 した資産については、 改正後の法人税法に基 づく方法に変更して おります。 なお、この変更によ る営業利益、経常利益 及び税引前当期純利益 に与える影響は軽微で あります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
3 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
4 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	—	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 ヘッジ会計の方法	—	① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を適用しております。 なお、為替予約等が付されている外貨建仕入債務等については、振当処理を行っております。 ② ヘッジ手段 為替予約取引 ③ ヘッジ対象 外貨建仕入債務等(予定取引を含む) ④ ヘッジ方針 ヘッジ対象の範囲内で将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみ手段を利用する方針であります。 ⑤ ヘッジの有効性評価の方法 外貨建取引個々に為替予約を付しており、ヘッジ開始時以降、継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺できるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。	—

項目	前中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
7 その他中間財務諸表 (財務諸表)作成のた めの基本となる重要 な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理 は、税抜方式によっ ております。 (2) 任意組合に関する会 計処理 組合の最近の事業報 告書又は中間事業報告 書の財産及び損益の状 況に基づいて、組合の 資産・負債・収益・費 用を当社の持分割合に 応じて計上してありま す。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) —————	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 任意組合に関する会 計処理 組合の最近の事業報 告書の財産及び損益の 状況に基づいて、組合 の資産・負債・収益・ 費用を当社の持分割合 に応じて計上してあり ます。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
<p>(企業結合に係る会計基準等) 当中間会計期間から「企業結合に 係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離 等に関する会計基準」(企業会計基 準委員会 平成17年12月27日 企業 会計基準第7号)並びに「企業結合 会計基準及び事業分離等会計基準に 関する適用指針」(企業会計基準委 員会 平成17年12月27日 企業会計 基準適用指針第10号)を適用してお ります。</p> <p>(ストック・オプション等に関する 会計基準等) 当中間会計期間から「ストック・ オプション等に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 平成17年12 月27日 企業会計基準第8号)及び 「ストック・オプション等に関する会 計基準の適用指針」(企業会計基 準委員会 最終改正平成18年5月31 日 企業会計基準適用指針第11号) を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益 及び税引前中間純利益が2,700千円 減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等) 当事業年度から「企業結合に係る 会計基準」(企業会計審議会 平成 15年10月31日)及び「事業分離等 に関する会計基準」(企業会計基準 委員会 平成17年12月27日 企業 会計基準第7号)並びに「企業結合 会計基準及び事業分離等会計基準に 関する適用指針」(企業会計基準委 員会 改正平成18年12月22日 企業 会計基準適用指針第10号)を適用して おります。</p> <p>(ストック・オプション等に関する 会計基準) 当事業年度から、「ストック・オ プション等に関する会計基準」(企 業会計基準委員会 平成17年12月27 日 企業会計基準第8号)及び「ス tock・オプション等に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準 委員会 改正平成18年5月31日 企 業会計基準適用指針第11号)を適用 してしております。これにより、営業利 益、経常利益及び税引前当期純利益 はそれぞれ11,918千円減少してあり ます。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等 に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から、改正後の「自 己株式及び準備金の額の減少等に関 する会計基準」(企業会計基準委員 会最終改正平成18年8月11日 企 業会計基準第1号)及び「自己株式及 び準備金の額の減少等に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準委 員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適 用してしております。これによる損益に 与える影響はありません。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年12月31日)	当中間会計期間末 (平成19年12月31日)	前事業年度末 (平成19年6月30日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,531,135千円</p> <p>※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 36,076千円 工具器具備品 4,777千円 計 40,854千円 (2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 9,462千円 長期設備投資未払金 28,729千円 計 38,191千円</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他として表示しております。 4 _____</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,857,350千円</p> <p>※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 32,690千円 工具器具備品 4,156千円 計 36,847千円 (2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 9,657千円 長期設備投資未払金 19,071千円 計 28,729千円</p> <p>※3 消費税等の取扱い 同左</p> <p>※4 借入コミットメントライン契約 コミットメントライン 契約の総額 2,500,000千円 借入実行残高 1,700,000千円 未実行残高 800,000千円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,729,733千円</p> <p>※2 割賦契約により所有権が売主に留保された固定資産 (1) 本社設備の一部について、割賦払いの方法で購入しているため、所有権が売主に留保されております。その帳簿価額の内訳は次のとおりであります。 建物 34,383千円 工具器具備品 4,467千円 計 38,850千円 (2) 上記に対応する債務 設備投資未払金 9,559千円 長期設備投資未払金 23,925千円 計 33,484千円</p> <p>3 _____</p> <p>※4 借入コミットメントライン契約 コミットメントライン 契約の総額 2,500,000千円 借入実行残高 1,000,000千円 未実行残高 1,500,000千円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
<p>※1 減価償却実施額 有形固定資産 199,866千円 無形固定資産 7,822千円 2 _____</p> <p>※3 営業外費用の主要項目 支払利息 417千円</p> <p>※4 特別利益の主要項目 合意解約金 1,756,500千円 5 _____</p>	<p>※1 減価償却実施額 有形固定資産 256,576千円 無形固定資産 12,616千円</p> <p>※2 営業外収益の主要項目 受取利息 5,761千円</p> <p>※3 営業外費用の主要項目 支払利息 14,967千円</p> <p>※4 特別利益の主要項目 事業譲渡益 1,835千円</p> <p>※5 特別損失の主要項目 固定資産除却損 28,209千円 組合出資損失 28,220千円</p>	<p>※1 減価償却実施額 有形固定資産 403,651千円 無形固定資産 20,674千円</p> <p>※2 営業外収益の主要項目 受取利息 6,720千円</p> <p>※3 営業外費用の主要項目 支払利息 4,241千円</p> <p>※4 特別利益の主要項目 合意解約金 1,756,500千円</p> <p>※5 特別損失の主要項目 固定資産除却損 1,416千円 固定資産売却損 720千円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	6,880	—	—	6,880

前事業年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	6,880	—	6,880

(注) 増加数の内訳は、次のとおりであります。

会社法第165条第2項の規定による取得による増加 6,880株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56,948</td> <td>20,169</td> <td>36,779</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2,299</td> <td>287</td> <td>2,011</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>40,045</td> <td>15,809</td> <td>24,236</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99,294</td> <td>36,266</td> <td>63,027</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	機械及び装置	56,948	20,169	36,779	車両運搬具	2,299	287	2,011	工具器具備品	40,045	15,809	24,236	合計	99,294	36,266	63,027	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56,948</td> <td>34,406</td> <td>22,542</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2,168</td> <td>735</td> <td>1,432</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>44,097</td> <td>16,917</td> <td>27,179</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>103,214</td> <td>52,059</td> <td>51,154</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	機械及び装置	56,948	34,406	22,542	車両運搬具	2,168	735	1,432	工具器具備品	44,097	16,917	27,179	合計	103,214	52,059	51,154	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>56,948</td> <td>27,287</td> <td>29,660</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2,168</td> <td>503</td> <td>1,664</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>49,909</td> <td>20,915</td> <td>28,994</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,026</td> <td>48,706</td> <td>60,319</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	機械及び装置	56,948	27,287	29,660	車両運搬具	2,168	503	1,664	工具器具備品	49,909	20,915	28,994	合計	109,026	48,706	60,319
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																											
機械及び装置	56,948	20,169	36,779																																																											
車両運搬具	2,299	287	2,011																																																											
工具器具備品	40,045	15,809	24,236																																																											
合計	99,294	36,266	63,027																																																											
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																											
機械及び装置	56,948	34,406	22,542																																																											
車両運搬具	2,168	735	1,432																																																											
工具器具備品	44,097	16,917	27,179																																																											
合計	103,214	52,059	51,154																																																											
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																											
機械及び装置	56,948	27,287	29,660																																																											
車両運搬具	2,168	503	1,664																																																											
工具器具備品	49,909	20,915	28,994																																																											
合計	109,026	48,706	60,319																																																											
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 22,618千円 1年超 43,313千円 合計 65,932千円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 25,649千円 1年超 28,697千円 合計 54,346千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 25,171千円 1年超 38,352千円 合計 63,524千円																																																												
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 12,372千円 減価償却費相当額 11,374千円 支払利息相当額 1,378千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 14,430千円 減価償却費相当額 13,353千円 支払利息相当額 1,085千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 25,871千円 減価償却費相当額 23,816千円 支払利息相当額 2,655千円																																																												
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																												

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当中間会計期間末(平成19年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

前事業年度末(平成19年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

(1) 中間連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)

(1) 連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
1株当たり純資産額 73,900円43銭	1株当たり純資産額 65,976円67銭	1株当たり純資産額 65,788円55銭
1株当たり 中間純利益 14,022円29銭	1株当たり 中間純利益 210円42銭	1株当たり 当期純利益 15,512円72銭
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 13,501円16銭	潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 205円56銭	潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 15,048円01銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成18年12月31日)	当中間会計期間末 (平成19年12月31日)	前事業年度末 (平成19年6月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の 合計額(千円)	7,194,320	6,024,999	6,001,637
普通株式に係る純資産額 (千円)	7,191,620	6,010,804	5,989,718
差額の主な内訳(千円)			
新株予約権(千円)	2,700	14,194	11,918
普通株式の発行済株式数(株)	97,315	97,985	97,925
普通株式の自己株式数(株)	—	6,880	6,880
1株当たり純資産額の算定に用 いられた普通株式の数(株)	97,315	91,105	91,045

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	前事業年度 (自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間損益計算書上の中間(当期) 純利益(千円)	1,358,000	19,163	1,484,412
普通株式に係る中間(当期) 純利益(千円)	1,358,000	19,163	1,484,412
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	96,846	91,074	95,690
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	3,738	2,151	2,955
(うち新株予約権(株))	(3,738)	(2,151)	(2,955)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	第5回新株予約権(新株 予約権の数790個) 第6回新株予約権(新株 予約権の数400個)	第5回新株予約権(新株 予約権の数750個) 第6回新株予約権(新株 予約権の数218個)	第5回新株予約権(新株 予約権の数790個) 第6回新株予約権(新株 予約権の数313個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第8期(自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日)平成19年9月25日関東財務局長に提出

(2) 自己株券買付状況報告書

平成19年7月13日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年3月9日

株式会社 ブロードバンドタワー
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 隆 司 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三 富 康 史 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワー及び連結子会社の平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年3月11日

株式会社 ブロードバンドタワー
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 隆 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三 富 康 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成19年7月1日から平成20年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年7月1日から平成19年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワー及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年7月1日から平成19年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年3月9日

株式会社 ブロードバンドタワー
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 隆 司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三 富 康 史 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワーの平成18年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年7月1日から平成18年12月31日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年3月11日

株式会社 ブロードバンドタワー
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上隆司 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三富康史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成19年7月1日から平成20年6月30日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成19年7月1日から平成19年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワーの平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年7月1日から平成19年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。